

インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている定点医療機関からのみ患者数が報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

厚生労働省・感染症サーベイランス事業により、全国約 5,000 のインフルエンザ定点医療機関を受診した患者数が週ごとに把握されています。長崎県のインフルエンザ定点医療機関は、長崎県内に 70 カ所、長崎市保健所管内に 17 カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が1週間で何人のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字です。したがって、定点当たり報告数が 3 ならば、1つの医療機関で1週間に 3 人のインフルエンザ患者を診療した、ということになります。

この数字が 1 以上であれば、その地域は流行レベルに入ったことになり、10 以上なら注意報レベル、30 以上なら警報レベルの流行となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

2016 年は、**第 46 週**（11/14 - 11/20）の定点当たり報告数が **1.38**（患者報告数 6,843 人）となり、2016/2017 年シーズンで初めて全国的な流行開始の指標である 1 を上回りました。

2017 年**第 17 週**の定点当たり報告数は **3.13**（患者報告数 15,467）で、**前週**の定点当たり報告数 **4.06**（10 未満）よりも**減少**しました。**全国的には、第 4 週が流行のピーク**と考えられます。

都道府県別では**沖縄県**（9.44）、**北海道**（7.23）、**新潟県**（7.13）、**福島県**（5.83）、**福井県**（5.47）、**宮城県**（5.05）、**岩手県**（4.94）、**山形県**（4.77）、**長野県**（4.53）、**長崎県**（4.46）、**熊本県**（4.30）、**群馬県**（4.01）の順となっています。

国内のインフルエンザウイルスの検出状況をみると、直近の 5 週間（2017 年第 13～17 週）では**B 型の検出割合が最も多く**、次いで AH3 亜型、AH1pdm09 の順で検出されています。

詳細は国立感染症研究所ホームページ

(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-map.html>) を参照してください。

長崎市、長崎県ともに第 47 週の報告数は、1 未満でしたが、第 48 週で長崎市 (1.0)、長崎県 (1.07) とともに 1 以上となり、流行開始レベルとなりました。

2017 年第 17 週は長崎市 (5.29)、長崎県 (4.46) で、前週：第 16 週 長崎市 (6.12)、長崎県 (4.74) よりも減少しておりました。長崎市は、16 週から注意報レベル (10 以上)の流行が終わりしましたが、流行は続いており、引き続き注意が必要です。

長崎市、長崎県ともに第 5 週が流行のピークと考えられます。

(長崎県感染症情報センターHPより抜粋、一部改変)

インフルエンザ等の感染予防のために、十分な休息、手洗い、うがい、マスクの着用等を心掛けてください。

インフルエンザが疑われる症状として、のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身のだるさ等がみられましたら、早めに医療機関を受診してください。

